

有明海漁業実態調査

あんこう網漁業の漁獲状況調査

野田 進治・佃 政則

あんこう網漁業は潮汐を利用して、網を固定したまま魚介類を漁獲する待受網の一種である。操業時の網の恰好が魚のあんこうが口を開けた姿に似ている(図1)のでこの名称で呼ばれている。以前は佐賀県で80隻を超える船が操業していた¹⁾が、令和3年現在の佐賀県における許可統数は27統で、実際に操業しているのは15統にも満たない。今回、操業日誌によりあんこう網漁業の年間を通じた漁獲状況について取り纏めたので報告する。

方法

調査は、あんこう網漁業を営む3か統の漁業者に操業日誌を配布し、令和3年1月～12月にかけてのシバエビ、シラタエビ、エツ、ワラスボ、その他の魚種の漁獲状況と操業場所について記入を依頼し、月別に結果を取りまとめた。

結果

主な操業場所は図2に示したように、六角川河口域、筑後川河口域、塩田川河口域、沖合域であった。潮汐を利用した漁法であるため、潮流が速い河口域で操業されることが多く、一旦錨を下すと場所を移動することなく干潮または満潮まで同場所で操業するため、操業場所は限られている。

潮汐の差が大きい大潮前後で、また、満ち潮より引き潮で操業することが多い傾向がみられた。

図3に令和3年における3か統を合計した月別、魚種別、操業域別漁獲量を示す。月別にあんこう網による漁獲状況を見ると、周年を通じて漁獲されているが、1～3月、10～12月のノリ漁期は、あんこう網漁業を控えてノリ養殖業に従事する人が多いため、漁獲量は比較的少なくなる傾向であった。また、7月にはビゼンクラゲ漁が解禁となり、ほとんどのあんこう網業者はより収入が高いクラゲ漁を操業するため、あんこう網漁業を操業する漁業者はほとんどいなくなった。令和3年はクラゲ漁が豊漁であったこと、さらに、8月中旬には大雨特別警報がでるほどの未曾有の豪雨があり、その影響で流木やヨシくず等の多量の漂着物が出たことから、8月下旬まであんこう網漁業がほとんど操業されなかった。

全域的な漁獲量を魚種別にみると、令和3年は有明海湾奥部で例年と比較しシバエビの漁獲量が多い傾向があった。なお、その他の種類については、コノシロ、フグ類、ハゼ類、グチ類、クチゾコ、コチ、ウナギ、スズキ、ヒラ、サツパ、タチウオ、チヌ、アカエイ、ベイカ、ガザミ等であった

また、操業域別にみると、漁獲種類に特徴がみられ、六角川河口域はシバエビ、エツ、ワラスボ、その他と多種にわたって漁獲される傾向であった。塩田川河口域はシラタエビの漁獲割合が他操業場所より多いものの、六角川河口域と同様の傾向がみられた。早津江川河口域はシバエビ主体の漁獲傾向であった。

文献

- 1) 片岡千賀之(2007) ; 戦後のあんこう網漁業の展開, 長崎大学水産学部研究報告(88), p 119-135.
- 2) 佐賀県有明水産試験場「有明海特産魚介類漁業の振興に関する研究」昭和60年3月, p13-20

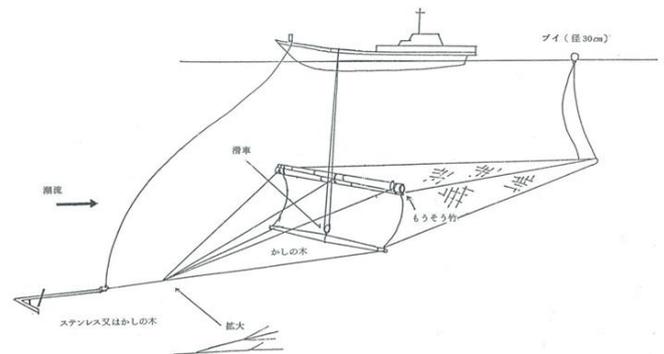


図1 あんこう網漁業の構造図

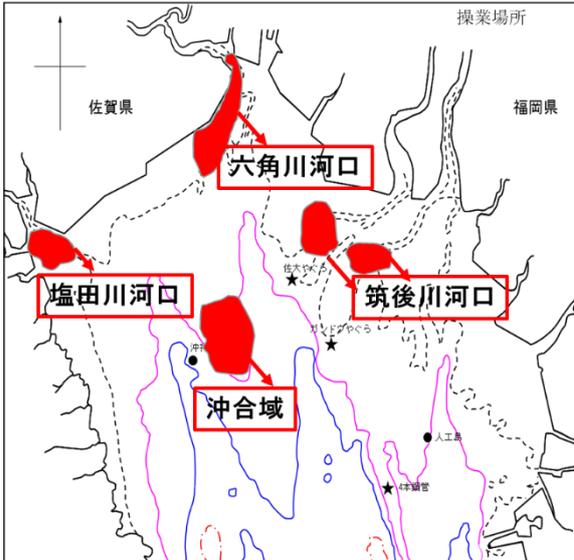


図2 あんこう網漁業の主な操業場所

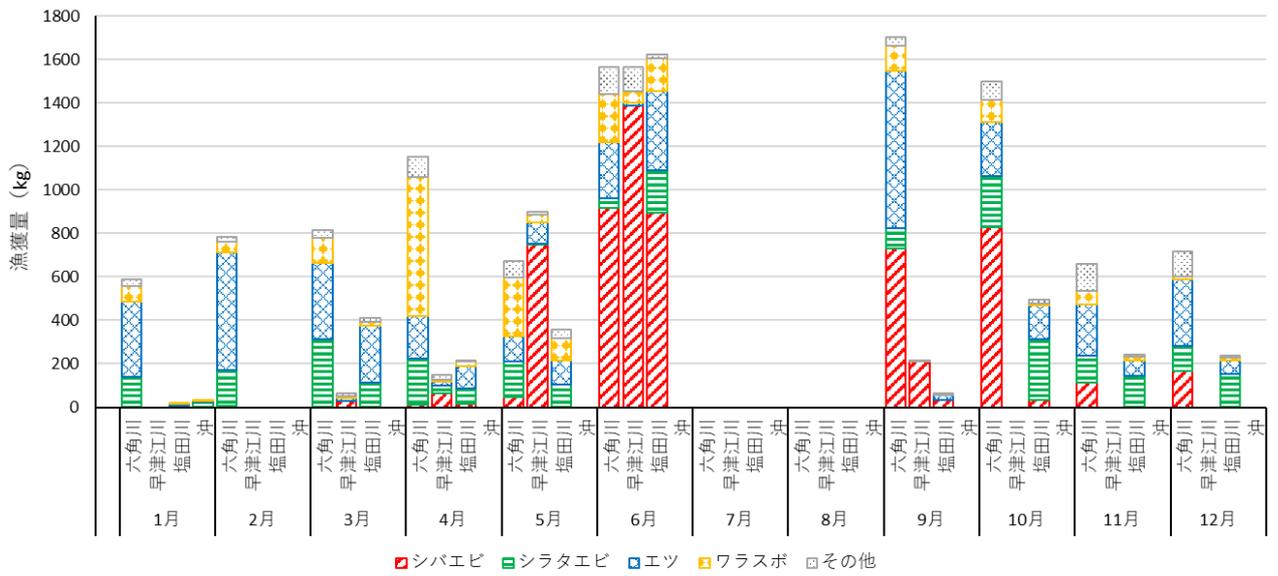


図3 令和3年におけるあんこう網漁業の月別魚種別操業域別漁獲量